

JIS

成人女子用衣料のサイズ

JIS L 4005 : 2023

令和 5 年 3 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

| | 氏名 | 所属 |
|-------|---------|--------------------------------------|
| (委員長) | 大 瀧 雅 寛 | お茶の水女子大学 |
| (委員) | 阿 部 哲 也 | 一般財団法人製品安全協会 |
| | 天 野 美智子 | 株式会社オカムラ |
| | 猪 股 匡 順 | 一般社団法人日本ガス石油機器工業会 |
| | 太 田 秀 幸 | 一般社団法人繊維評価技術協議会 |
| | 鹿 野 歩 子 | 独立行政法人製品評価技術基盤機構 |
| | 河 野 康 子 | 一般財団法人日本消費者協会 |
| | 澤田石 昌 幸 | 一般財団法人家電製品協会 |
| | 辻 加奈子 | 一般財団法人日本文化用品安全試験所 |
| | 寺 山 博 子 | イオントップバリュ株式会社 |
| | 平 井 郁 子 | 大妻女子大学 |
| | 平 野 祐 子 | 主婦連合会 |
| | 星 川 安 之 | 公益財団法人共用品推進機構 |
| | 武 藤 京 子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会 |
| | 村 井 正 素 | 公益社団法人消費者関連専門家会議 |

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 55.3.1 改正：令和 5.3.20

官 報 掲 載 日：令和 5.3.20

原案作成協力者：日本アパレル工業技術研究会

(〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-31 吉田ビル TEL 03-3512-4920)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

| | ページ |
|--------------------------|-----|
| 1 適用範囲 | 1 |
| 2 引用規格 | 1 |
| 3 用語及び定義 | 1 |
| 4 着用区分 | 2 |
| 5 サイズの表し方の種類 | 2 |
| 6 体型区分表示 | 2 |
| 6.1 体型区分 | 2 |
| 6.2 体型区分別の基本身体寸法及び呼び方 | 3 |
| 7 単数表示 | 4 |
| 8 範囲表示 | 6 |
| 9 男女兼用サイズ | 7 |
| 10 服種別及び着用区分ごとのサイズの表示方法 | 7 |
| 10.1 基本身体寸法及び特定衣料寸法の表示内容 | 7 |
| 10.2 既製衣料品のサイズ表示 | 8 |
| 10.3 基本身体寸法及び特定衣料寸法以外の表示 | 10 |
| 10.4 記号の表示 | 10 |
| 11 表示票 | 10 |
| 12 着用範囲 | 11 |
| 12.1 基本身体寸法 | 11 |
| 12.2 特定衣料寸法 | 11 |
| 解 説 | 12 |

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS L 4005:2001** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

成人女子用衣料のサイズ

Sizing systems for women's garments

1 適用範囲

この規格は、成人女子用の既製衣料品（ファンデーションを除く。）のサイズ及び表示方法について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS L 0111 衣料のための身体用語

JIS L 0112 衣料の部分・寸法用語

JIS L 0215 繊維製品用語（衣料）

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS L 0111**、**JIS L 0112** 及び **JIS L 0215** による。

3.1

成人女子

身長が成長が止まった女子

注釈 1 この規格の基本身体寸法に対応する女子をいう。

3.2

成人男子

身長が成長が止まった男子

注釈 1 **JIS L 4004** 参照

3.3

既製衣料品

不特定多数の人を対象に衣料の製造業者があらかじめ特定のサイズ及びデザインで量産した衣服

3.4

既製衣料品のサイズ

既製衣料品の全体としての大きさ